

# 全肢連情報

## ZENSHIREN BULLETIN

□編集・発行

一般社団法人全国肢体不自由児者父母の会連合会

〒170-0013

東京都豊島区東池袋1丁目36番7号

アルテール池袋709号

□Publisher ZENSHIREN

TEL: 03-3971-3666

FAX: 03-3971-6079

E-mail: web-info@zenshiren.or.jp

皆様からのニュースのご提供を  
心からお待ちしております。

全肢連情報はホームページ「響(ひびき)」でもご覧になれます。URL: <http://www.zenshiren.or.jp>

SNSで障害児・者、肢体不自由児・者の情報交換を **Facebook** <https://www.facebook.com/ZENSHIREN>

## 医療的ケア児の支援を強化

～厚生労働省

厚生労働省は12月11日に開催された「第23回障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」で、障害者支援サービスの公定価格「障害福祉サービス等報酬」の来年4月の改定に向けた基本方針をまとめた。重度や高齢の障害者が、病院などではなく地域で暮らせるよう支援を強めることなどが柱だ。

改定は3年に1度で、今回は少人数で共同生活を送るグループホームで重度障害者を受け入れる時の報酬を手厚くする方針。また、市町村が「地域生活支援拠点等」と位置づけた事業所の機能を強化するため、自宅で暮らす障害者の緊急対応をした場合などに一定の加算をする。

障害がある子どもの支援の幅も広げる。障害児通所支援の報酬体系に、たんの吸引や人工呼吸器などが必要な「医療的ケア児」の区分を加え、支援を強化。障害のある子どもが通う「放課後等デイサービス」では、必要性が高い児童への支援を加算の対象とし、従業者要件を保育士と児童指導員に限ることで支援の質の向上もめざす。

政府・与党は来年度の予算編成に向け、年内に全体の改定率を決める。それを受けて来年2月にサービスごとの具体的な内容等を決める予定だ。

障害福祉サービス等報酬改定検討チームで取りまとめられた「令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の基本的な方向性について」は、新春「2021年1月1日号」に掲載予定。

## 食事提供の加算を延長

～厚生労働省

厚生労働省は2021年度の障害報酬改定で、収入が一定額以下の人の食費負担を減らす「食事提供体制加算」を存続させる方針だ。通所系事業所での食事提供が浸透している実態を踏まえ、栄養や食育の視点で評価できるか、さらに検討する時間が必要と判断。21年度改定での廃止を回避することにした。加算の存廃は、3年後の24年度改定の際に改めて議論する見込みだ。

厚労省は11月27日に開催された「第22回障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」に改定案を示した。それによると、18年9月に食事提供体制加算を算定したのは通所系の障害福祉サービス事業所の6割、障害児通所サービス事業所の2割だった。

単に食事を提供するだけでなく、定期的に体重を測定・記録するなど事業所が利用者の健康維持に配慮している実態が調査から判明したという。

加算額は1日1人300円で、19年8月の算定人数は約34万人。同月の加算総額は15億6,000万円。加算がなくなると利用者や事業者の負担を増やすか、事業所が食事提供を縮小することになる。

3年前に厚労省はいったんこの加算の廃止を打ち出したものの、猛反発に遭って撤回した。加算は存続することとなったが、21年度の報酬改定までに食事提供の実態を調べることが申し合わせ事項となっていた。

この加算は障害者自立支援法の制定時、当面の経過措置として設けられて延長を重ねてきたが、事業所側は恒久化するよう要望している。一方、手間のかからない単品の食事提供で加算を得る例もあるとして、加算を残すことへの疑問の声もある。

21年度改定では延長する見込みとなったが、この加算の是非が3年後の改定でも議論になるのは必至。特に子どもが通う施設では食育を目的とした加算に組み替え、恒久的なものにするかどうか論点になりそうだ。

## 障害者虐待防止の委員会設置を義務化 ～厚生労働省

厚生労働省は11月27日に開催された「第22回障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」で、年々増加する施設従事者による障害者虐待への対応策について、虐待防止委員会や責任者の設置などを義務化する方向性を示した。指定基準に盛り込み、2022年4月から義務化する「スケジュール例」も提示した。

障害者への虐待を巡っては、障害福祉サービス事業者などは、障害者虐待防止法第15条に基づき、虐待防止などのための措置を講じるものとされている。また、国が作成する障害者虐待の防止と対応の手引きでも、虐待防止のための体制整備の取り組みの一環として、虐待防止委員会の設置を求めている。

会議で、厚労省は、虐待防止のための責任者や虐待防止委員会の設置状況について、「サービス類型によって大きな開きがあり、施設系は8割以上で設置している一方、それ以外では5割を下回るサービスもある」などと説明。指定基準に盛り込む内容として、従業者への研修の実施や虐待防止委員会・責任者の設置を義務化する「検討の方向性」を示した。

検討チームのアドバイザーからは、現在努力義務となっている研修の実施と責任者の設置について、「スケジュール例」で示した時期よりも早めに義務化することを求める意見も出た。

障害者施設の従事者らによる施設利用者への虐待は、18年度は592件あり、5年間で2.3倍に増えた。虐待の被害者は777人、相談・通報件数は2,605件にのぼる。

## 過齢児移行のグループホームに加算

～厚生労働省

厚生労働省は 2021 年度の障害報酬改定で、福祉型障害児入所施設で暮らす 18 歳以上の過齢児について、グループホーム（GH）への移行を促す。過齢児のうち、自傷行為など強度行動障害のある人が GH を体験利用する際、GH の負担を加算で評価する。強度行動障害に関する研修の修了者を配置した GH であることが条件。GH にインセンティブを用意することで受け入れを進める考えだ。

福祉型障害児入所施設では、18 歳を超えると成人の施設や GH に移ることが原則。しかし、移行先が見つからない人は特例でそのまま施設にいて「過齢児」と呼ばれる。

特例は 21 年 3 月末で終わる予定だったが、今年 7 月末時点で移行先が決まらない過齢児は全国で 446 人。厚労省は特例を最低 1 年延長する予定だ。

福祉型障害児入所施設で暮らす人の多くは知的障害児。その中でも強度行動障害のある人は、受け入れ先は見つけにくい。

そこで厚労省は 18 日に開催した「第 21 回障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」で、受け入れ先の GH の負担を加算で評価する考えを示した。福祉型障害児入所施設が入所児の自活訓練に取り組むことを評価する現行の加算は、算定要件を緩和する。

GH は障害程度の重い人を受け入れられるよう体制を強化する。

夜間支援体制については、複数の住居を巡回する職員（夜間または宿直）の配置を新たに加算で評価する。その前提として、各住居に常駐の夜間職員が 1 人配置されていることを条件とする。

巡回する職員は午後 10 時から午前 5 時の勤務とする。1 人の巡回職員につき、最大で 30 人の利用者分の加算を算定できる。現行の夜間支援の加算は、利用者の障害程度に応じて算定額を 3 つに区分する。障害支援区分の高い人が暮らす住居ほど排せつ介助や体位交換などを必要とする人が多いことを踏まえ、加算の算定額にメリハリをつける。

このほか、放課後等デイサービスの基本報酬について、現行の 2 区分を廃止して一つにすること、そのうえでケアニーズの高い障害児を受け入れた場合の加算を充実させることなどが議論された。

詳細は、厚生労働省ホームページ参照

[https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syougai\\_446935\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syougai_446935_00001.html)

## 「自立支援医療」の軽減特例を 3 年延長

～厚生労働省

厚生労働省は 11 月 30 日に開催した「第 103 回社会保障審議会 障害者部会」で、障害者総合支援法に基づいて医療費の自己負担を減らす「自立支援医療」の特例を継続する考えを示した。2021 年 3 月末で終わる予定だったが、24 年 3 月末まで 3 年間延長する。委員も賛同した。

自立支援医療は、医療保険の自己負担と上限額の差を公費で埋めるもの。厚労省は障害者自立支援法の施行以来、所定の条件を満たす人に対し、その上限額を経過的な特例として下げている。

特例の一つは、18歳未満の障害児が対象の「育成医療」だ。子どもの親の所得が中間層（全体の85%）の場合、1カ月の負担上限を本来の額より低い5,000円または1万円に下げる。

もう一つの特例は、高額の治療が長期間にわたる「重度かつ継続」の人のうち、所得段階が一定以上の人を対象とするものだ。

1カ月の負担額の上限は2万円。18年度の支給件数は約11万件で、そのうち精神障害者の通院医療が9割を占める。

委員からは、経過的な特例が15年間続くことへの疑問から「恒久的な制度にしてほしい」などの声も上がったが、厚労省は「あくまでも例外的な対応であり、恒久化は困難だ」として退けた。

なお、9日の「第102回社会保障審議会 障害者部会」では、障害保健福祉施策の動向として、下記が厚労省より報告が行われ、それらを受けた協議が行われている。

#### ①地方分権提案について

- ・障害児通所給付決定における有効期間の見直しについて
- ・放課後等デイサービス利用対象児童の拡大について

#### ②障害福祉サービス等報酬改定検討チームの議論の状況

#### ③障害者就労に係る最近の動向について

詳細は、厚生労働省ホームページ参照

[https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000195428\\_00023.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000195428_00023.html)

## **第1・2回障害者雇用・福祉施策の連携強化に関する検討会 ～厚生労働省**

厚生労働省は11月6日に開催された「第1回検討会」で、障害者雇用と福祉施策の現状と課題について意見交換するとともに今後の検討会の進め方を確認し、17日の「第2回検討会」では、障害者雇用・福祉の連携強化に向けて必要な取り組み等について関係団体からのヒアリングを実施した。

また、検討会での議論を円滑に進めるため、下記3つのワーキンググループ（WG）を設置し、各テーマについて協議を進める。

- 第1WG 障害者の就労能力等の評価の在り方について
- 第2WG 障害者就労を支える人材の育成・確保について
- 第3WG 障害者の就労支援体系の在り方について

今後、WGは今年度内に4回程度開催する予定である。

本検討会では、ヒアリング等で出された意見やWGで整理された論点にそって意見交換を行い、令和3年6月頃を目途に報告書を取りまとめている。

詳細は、厚生労働省ホームページ参照

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_14599.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14599.html)

## 災害弱者の避難「個別計画」策定進まず努力義務化へ ～政府

政府は11月14日に、自力避難が困難な高齢者や障害者ら「災害弱者」の逃げ遅れが後を絶たないことを受け、来年の通常国会で災害対策基本法を改正する方針を固めた。

一人ひとりの避難方法を事前に決めておく「個別計画」を同法に基づく法定計画へ格上げするとともに、市区町村の努力義務とする「作成に努めなければならない」などの規定を追加する方向だ。低調な作成率の向上を促すため、法改正に加えて福祉関係者との連携を進める。

支援が必要な住民ごとに作成し、避難ルートや避難場所、手助けする支援者の氏名などを明記する。

国が災害に備え、高齢者や障害者らの避難方法などを事前に決めておく「個別計画」について、策定を市区町村の努力義務として災害対策基本法に定める方針を固めた背景には、全国で策定が進んでいない現状がある。2019年6月時点で対象者全員の計画を作成した市区町村は、全体の12%にとどまっている。そのため、法的に位置づけることで強く促す考えだ

個別計画は、避難に支援が必要な人ごとに、支援者や避難場所、自宅からの経路、避難時の配慮事項などを記載する。1人での避難が困難な高齢者や障害者、心身に重い病気を抱えるなどの災害弱者への適切な避難支援に有効とされる。

要支援者の名簿に掲載されている人は昨年6月時点で、全国で約784万人にのぼるため、優先順位を決めて策定を進めてもらう方針。優先度は心身の状況や独居かどうか、住んでいる地域の災害リスクなどから判断する。優先度が低い場合は支援が必要な人自身や家族に個別計画を作ってもらい、市区町村が確認する形も想定している。福祉施設の入所者には個別計画策定は求めない。

## 新型コロナウイルス感染症への感染予防 ～厚生労働省

厚生労働省は11月27日、直近の新型コロナウイルス感染症の新規感染者数が過去最多の水準となっている状況等を踏まえ、職場における感染症拡大を防止するためのチェックリストの改訂を行うなど、感染予防、健康管理の強化について、最新の状況を踏まえた留意事項等を取りまとめた。

今回の協力依頼は、4月、5月、8月に続き4回目となるもので、新型コロナウイルス感染症対策分科会での提案を踏まえ、冬場における「密閉空間」を改善するための換気の方法などについて改訂した「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」などが示されている。

詳細は、厚生労働省ホームページ参照

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_15080.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15080.html)

### 【感染リスクが高まる「5つの場面」】例



## **コロナ禍における障害者・健常者の意識調査** ～日本財団

日本財団は、新型コロナウイルス感染拡大の影響によって、障害者・健常者それぞれが抱える困難や価値観の変化などについて意識調査を行った。

調査の結果、世界的な新型コロナウイルスの感染拡大により、障害者・健常者の約6割が「ライフスタイルや価値観が変化した」と回答。「衛生管理の徹底や旅行できないこと」をもっとも辛いと回答した一方で、健常者8.0%に対し、障害者20.6%、とくに視覚障害者の33.9%、聴覚または平衡機能の障害者の28.8%が「在宅の環境で勤務すること」を辛いと感じると回答した。

また、健常者わずか4.8%に対し、障害者17.0%、とくに音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障害者32.1%および視覚障害者の24.0%が「在宅勤務で、仕事が遅延したり支障をきたすこと」を辛いこととして回答した。

このことから、出社せずに働くテレワークが日本国内でも広がり、在宅勤務は障害者にとって通勤の負担がなく利点が大きいと考えられてきたが、障害者、とくに特定の障害のある人にとっては、健常者よりコロナ禍での仕事について、精神的な辛さを感じていることが判明した。

また、外出自粛中に障害者15.3%、とくに視覚障害者では18.8%が「必要な情報を十分に得づらかった／得られなかった」と回答したのに対し、健常者では9.2%と障害者で多いことが判り、視覚障害者を中心に障害者と健常者の情報格差が示唆された。

さらに、障害者14.9%、特に視覚障害者では18.8%が「前向きな気持ちになれる情報を集めるようになった」と回答したのに対し、健常者では7.6%に留まった。障害者は外出自粛中の不安感の高まりから、健常者と比べてよりその不安感を払拭できる情報を求めていたと考えられる。

調査結果は、日本財団ホームページ参照

<https://www.nippon->

[foundation.or.jp/app/uploads/2020/11/new\\_pr\\_20201013\\_01.pdf](https://www.nippon-foundation.or.jp/app/uploads/2020/11/new_pr_20201013_01.pdf)

## **「医療的ケア児」施設受け入れ進まぬ実態** ～富山市

富山市は、人工呼吸器などの医療を日常的に必要とする子ども・医療的ケア児について、未就学の医療的ケア児が30人いるとした一方で、保育施設で受け入れているのは1人で、家族の負担が大きいことなどを12月11日に開催した市議会で報告した。

富山市によると、日常的に人工呼吸器やたんの吸入などが必要な医療的ケア児は、一昨年の調査で県内に115人程度いるとされ、家族の負担が大きいことや受け入れ施設が少ないことなどが問題となっている。また、未就学の医療的ケア児の保育施設での受け入れについては、医療的ケア児が30人ほどいる中、必要な時に提携する医師が対応するという条件つきで受け入れている児童が1人とどまっているとした。

なお、受け入れ体制については安全に集団保育ができるかそれぞれのケースを慎重に判断したいとのことである。

## 改札通過通知サービス「見守り対象者」拡大 ～首都圏

JR 東日本、東京都交通局、東京メトロ、セントラル警備保障が首都圏 496 駅で展開する、子ども見守りサービス「まもレール」。その見守り対象者を、2021 年 1 月 12 日から、シニア（65 歳以上）と障害者（19 歳以上）にも拡大させる。

「まもレール」は、見守り対象者が IC カード（Suica、PASMO）で対象駅の自動改札を通過すると、登録した契約者のスマートフォンなどにメールで利用駅・通過時刻・チャージ残額を知らせる仕組み。居場所の確認だけでなく、チャージ残額や送迎時間の確認ができる。メール配信のほか、JR 東日本アプリのプッシュ通知機能でも配信できる。

「まもレール」は現在、約 1 万 3,000 人の見守り対象者が登録。サービス対象駅は首都圏 496 駅。うち JR 東日本が 246 駅、都営交通が 110 駅、東京メトロが 140 駅。

今回の見守り対象者拡大は、「離れて住む高齢の家族が元気に過ごしているか気になる」「障害のある家族がひとりで学校や職場に通えているか心配」といった声に応えたかたち。

シニア、障害者むけ「まもレール」は、見守り対象者 1 人、1 通知先の場合、利用料金月額 500 円。「まもレール」オフィシャルサイトで受け付ける。

## 「カームダウン・クールダウンスペース」設置 ～羽田空港

空港や飛行機は非日常の場所・空間。発達障害・知的障害・精神障害などを持つ人が空港で気持ちを落ち着かせて過ごせるように、日本空港ビルデングは羽田空港内に「カームダウン・クールダウンスペース」を設置する。

パーテーションで他者からの視線が遮られた場所で、大声で泣き叫ぶなどパニックになってしまった場合に落ち着く場所として有効だという。国際障害者デーである 12 月 3 日から設置する。

利用する航空会社にかかわらず、誰でも予約なしで利用できる。設置場所は第 1・第 2 ターミナル 2 階国内線保安区域内で、「カームダウン・クールダウン」と「ヘルプマーク」のピクトグラムを掲示している。

また、同社は、障害を持つ人や高齢者が電車やバス等で羽田空港に到着してから空港内を移動する際、介助士の資格を持つエアポートコンシェルジュが手伝う「介助サービス」も無料で提供。ホームページと電話で予約を受け付けている。

羽田空港ではこのほかにも、話し言葉でのコミュニケーションが苦手な利用者が、分かりやすいイラストやチャートを使って意思表示ができるよう、空港案内に特化したコミュニケーションボードを作成している。

介助サービスの申し込み先となる羽田空港ターミナルインフォメーションの連絡先を記載したカードを、日・英・中・韓の 4 カ国語・ユニバーサルデザインフォント（UD フォント）・点字で作成し、案内カウンターで配布するなど、バリアフリー環境向上に向けた取り組みを進めている。

## 「スムーズ横断歩道」設置

～熊本空港

熊本空港の駐車場北側の道路に、横断歩道を車道より約 10 cmかさ上げして歩道との段差を無くした「スムーズ横断歩道」が、県内で初めて登場した。バリアフリー化により障害者など歩行者の通行がスムーズになる一方、車の速度抑制効果も期待でき、県警と同空港が 2カ所に設置した。

車側からすれば横断歩道が山なりに高くなるため、傾斜部分はえんじ色に塗って強調し、ドライバーに注意を促した。県警は今後、歩行者の多い通学路や生活道路にも設置したい考えだが、「段差を通るたびに大きな音や振動が出るのでは」などと懸念の声もあるという。

同空港を管轄する熊本東署は「スムーズ横断歩道は事故防止にもつながり、設置するメリットは大きい。音や振動も最小限になるよう設計されており、多くの人に知ってもらいたい」と話している。

## 車いすで街歩き「迷いなく」移動アプリ改善へ ～神奈川県

障害者や高齢者ら移動にためらいのある人が、公共交通を使って安心して外出もらうためのプロジェクト「ユニバーサル・マース」の実証実験が、神奈川県横須賀市内で行われた。

参加者は市総合福祉会館からどぶ板通り商店街まで、アプリによるエレベーター情報などの案内を受けながら移動。段差のある場所など、新しい情報を更新しながら進んだ。

参加した男性は「使いやすい。目的地まで表示されて迷いがなく、車いすユーザーには便利」と笑顔だった。

車いすユーザーらにバリアフリーの道順や公共交通の利用に必要な情報を提供して外出を手助けするスマホアプリ「ユニバーサルお出かけアプリ」の改善が目的。プロジェクトは全日本空輸（ANA）と京浜急行電鉄、横須賀市、横浜国大が連携しており、アプリは 2020 年度中の実用化を目指している。

## 災害義援金 受領のご報告

このたびは災害義援金を賜り誠にありがとうございました。

皆様方の暖かいご支援に心より厚く御礼申し上げます。

※ご送金いただきましたご名義で掲載しております。

兵庫県肢体不自由児者父母の会連合会様

令和 2 年 9 月 24 日 ¥50,000,-

山梨県肢体不自由児者父母の会連合会様

令和 2 年 10 月 5 日 ¥45,000,-

令和 2 年 12 月 15 日現在 ¥2,169,042,-

### 事務局年末年始休暇

12月29日(火)～1月5日(火)まで ※1月6日(水)より通常業務いたしております。  
ご不便をおかけしますがよろしくお願いします。